

## 『日本語教育の質の向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時：令和4年6月30日（木）

10時00分～12時00分

### 〔出席者〕

（委員）西原座長、伊東座長代理、大日向委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札幌委員、前田委員、山口委員、加藤委員、石坂委員

（文化庁）杉浦次長、中原審議官、圓入国語課長、山田地域日本語教育推進室長、堀国語課長補佐、伊藤国語課長補佐、相田日本語教育評価専門官、増田日本語教育調査官  
他

（文部科学省）高橋留学生交流室長、山田室長補佐 他

※西原座長及び事務局は、文化庁第二会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

【資料1】経済団体ヒアリング資料（日本商工会議所）

【資料2】日本語教育機関関係団体ヒアリング資料（日本語教育機関団体連絡協議会）

【資料3】本有識者会議の主な検討事項（案）

【資料4】認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）  
及び教員の資格制度（イメージ）

【資料5】認定・自己点検・情報公表等に関する参照条文

【資料6】日本語教師に関する試験（概要）

### 〔参考資料〕

【参考資料1】令和3年度日本語教育機関における自己点検・評価等に関する実態調査概要

【参考資料2】地域における日本語教育の在り方（論点整理）

【参考資料3】日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～（令和3年8月20日）

### 〔経過概要〕

日本商工会議所及び日本語教育機関団体連絡協議会に対し、ヒアリング、質疑応答、意見交換を行った。事務局から、仕組みの全体像・制度のイメージ説明及び、今会議の主な検討事項を提示したのち、委員と意見交換・整理を行った。

○西原座長

ただ今から、「第2回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、オンラインでの開催とさせていただきます。御発言いただく際には、挙手いただければと思います。こちらから指名いたしますので、御名前を仰っていただいたのち、御発言ください。御協力のほど、宜しく願いいたします。

また、本日の会議は、オンラインで公開しております。あらかじめ御承知おきください。本日の議事は、4つございます。議事1として、経済団体よりヒアリング、議事2として、日本語教育機関関係団体よりヒアリング、議事3として、今後の検討事項の整理、議事4として、意見交換となっております。まず、事務局より、委員の出席状況と本日の資料の確認をお願いします。

○山田地域日本語教育推進室長

事務局の国語課山田でございます。本日、すべての委員に御参加いただいております。

○西原座長

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議事1の「経済団体からのヒアリング」として、日本商工会議所 産業政策第二部長でいらっしゃいます大下英和様より御説明をいただきます。宜しく願いいたします。

○日本商工会議所大下氏

本日は、大変貴重な機会をいただきましてありがとうございます。私からは日本商工会議所として、各地の商工会議所と会員になっていただいている多くの中小企業の実態を踏まえながら、中小企業における外国人材の活躍とそれにあたっての日本語教育の必要性につきまして、各地会議所へのヒアリング等を踏まえてお話しさせていただければと思っております。

はじめに、中小企業における人手不足の状況についてお話しさせていただきたいと思っております。中小企業は従前より人材の確保が難しい状況が続いておりまして、コロナ禍で経済活動が停滞していた際は、人手不足感は若干緩和していましたが、今年の2月に私どもが全国の中小企業対象にアンケート調査を実施したところ、コロナ直前の状況に匹敵する、約6割の企業が「人手が不足している」と回答しており、非常に厳しい人手不足の状況が再び戻ってきているというのが、今の実態であります。さらに、御案内のとおり、物価の高騰等もあり、中小企業等においても賃金引上げの圧力が高まってきております。人手を確保するために、賃金を上げる余力がなかなか中小企業にはなく、人手の確保というものが、非常に大き

な課題に再びなっけてきているというのが、今の状況であります。

その中で、外国人材の受入れというのも非常に根強いニーズがございます。資料には、三ヶ年の私どものアンケート調査のデータを記載させていただいておりますけれども、2021年の夏にとりましたデータでは、外国人材について既に「受け入れている」と回答した企業は、4社に1社、約25%となっております、コロナ禍が続いていた中でも少しずつ増加しております。

また、「今後受け入れる予定」「検討する」と回答した企業も、2割ほどあり、わずかに下がってはおりますが、約半数の企業が、外国人材を実際に受け入れているあるいは今後受け入れたいというニーズがあるというのが現状でございます。

これを従業員の規模別で表したのがこちらのグラフです。比較的中小企業のなかでも従業員数が多い301人以上の企業では、56.9%と半数を超える企業が「既に受け入れを行っている」と回答しています。従業員規模が小さい企業ほど実際の受入れ実態というのはパーセントが下がっていきませんが、赤枠で囲んでいただいたところを御確認いただきたいと思えます。50人以下の比較的小さな中小企業においても根強く「受入れを検討している」という声がありまして、こうした企業は大都市圏だけでなく、かなり地方にもございます。全国の中小企業、なおかつ比較的規模が小さい中小企業においても、厳しい人手不足のなかで外国人材の受入れを考えているという現状をこのグラフから読み取れると考えます。

「外国人材の受け入れに関心を持っている」という企業に対し、特定技能という制度についてどう思うか、特定技能外国人の受入れについてどれだけ関心がありますかと質問したアンケートの回答がこのグラフです。20年と比べますと21年は若干全体では下がっていますが、「既に雇用しており今後も受け入れたい」と回答している企業は5ポイント増えております。「いまは受け入れていない」「雇用はしていないけれども関心がある」という回答も依然として半数くらいございます。特定技能という制度は、残念ながらスタートした時点でコロナ禍になってしまっただけでなかなか活用が進んでいないのが実態ですけれども、中小企業は関心を持っています。他方で、「特定技能外国人を既に雇用しているが、今後は受け入れたくない」と回答している企業は20年の調査で2%、21年の調査で2.1%でございます。受け入れている企業においてもやはり課題を認識している、難しい面があるというのが、わずかな数字ですけれども回答にも表れています。

その中身について、「特定技能外国人の雇用や受け入れに関する課題は何ですか」という質問をしたところ、やはり「自社の日本人社員とのコミュニケーション」という回答が4割近くに上っています。「制度利用上の不安」「費用負担」の問題を少し上回り、コミュニケーションや言語の問題に不安があるというのがこのアンケートから読み取れるところです。わずかな人数で運営している中小企業では、大企業のように仕事の進め方等が綺麗にマニュアル化されていたり、成文化されていたりということが必ずしも進んでいない部分もあります。少ない人数の中で、お互いコミュニケーションを取りながら進めていくことが、普段の仕事の進め方になっているなかで、残念ですが言葉が通じない、日本語でのコミュニケ

ーションが十分に円滑にできない社員の受入れとなると、やはりどうしても不安があるというのがこのアンケートから読み取れると思います。

こうした背景も踏まえて特定技能という制度が円滑に機能するために中小企業からみて「政府にぜひ実施していただきたい取組み、支援策」の回答が資料1の6ページでございます。

やはり、「外国人材への日本語教育の充実」が最も多く、5割近くになっております。併せて、「日本で暮らしやすくするための社会の構築」が4割を超えております。当然ですが、単に仕事をするだけで24時間365日を過ごすわけではありません。アフターファイブもあればお休みの日もあり、就労時間内でも休憩時間もあります。すなわち、労働者でもありながら、生活者でもあるわけです。そこで、しっかりと日本語でコミュニケーションがとれ、生活に不安がない状況があるということが、やはり働いてもらう企業にとっても重要と認識されています。とりわけ、それらに関わる日本語教育の充実を政府にお願いしたいというのがこのグラフから読み取れると思います。

技能実習生、あるいは特定技能を受け入れるにあたって、受入れに係る組織、企業にはそれぞれ果たすべき役割が課せられています。その中には日本語教育というものがありますが、先程申しました仕事を進めるうえで必要な言葉やコミュニケーションの内容についてはやはり企業が教えるべきだと思います。一方、繰り返しになりますが、技能実習生や特定技能には、労働者だけでなく、生活者という側面があります。普段生活するための必要な日本語も企業や受け入れの組織が行うというのは荷が重い、負担が重いというのが監理団体等を行っている各地商工会議所から現場の声として上がっています。

技能実習の監理団体、あるいは特定技能の受入れに様々なかたち関わっている各地の商工会議所の事務局等と定期的にオンラインで意見交換をさせていただいております。先週実施した意見交換において、特に日本語教育の受入れについて各地商工会議所や実際に外国人を受け入れている会員事業所からの声として伺った内容を、ランダムですが、ここにまとめさせていただきました。やはり、日本語が分かると単に作業が進むだけでなく、日本人社員とのコミュニケーションもでき、より仕事を覚えるスピードも上がっていきます。働く楽しさにも繋がりますし、そうすると日本人の社員も外国人従業員の方に更にいろんな仕事を任せようという気にもなるということで、よい循環がうまれるという声も寄せられています。

また、政府の水際対策の影響で、「今後入ってくる外国人」だけでなく、「今いる外国人」の方にも長く勤めていただきたいということで、日本語も含めた能力開発が一層必要になってきているという声もございます。地方行政と連携して、日本語教室の開催、交流イベントの実施等に取り組んでいる商工会議所もございます。こうしたことが就労意欲の向上、あるいは報道等で伝えられている技能実習生の失踪や犯罪といった不幸な状況の抑制にも効果があるのでは、という声が伝えられているところでございます。

ただ、資料1の7ページ下部の「実態と課題」の欄にありますとおり、残念ながら中小企

業は人材が限られております。日本語を教える能力をもっている社員が基本的にはおりません。人手、ノウハウの不足によって自社ではそうした面をカバーできない事業所が多いというのが実態です。自社に人材がいなくなりますと、「誰かにお願いして日本語を教えてもらおうか」と思うのですが、地方では「外国人に対して日本語を教えられる人材」がすぐに見つかるかという、それもなかなか難しいのが実態だと思っております。日本語教育以外にも、監理団体、登録支援機関としての負担は様々ございます。そういう意味でも、日本語教育については、ぜひ、公的な支援を充実いただきたいというのが現場の声となっております。

資料1の8ページです。ここまでお話をさせていただいた内容をまとめさせていただきます。中小企業の人手不足はコロナ前の深刻さが戻ってきており、外国人の受入れにも一定のニーズ、関心がございます。規模の小さい企業、地方の企業でも受入れのニーズが一定数ございます。しかしながら、コミュニケーションの不安が一番大きな課題になっております。この点については制度面の支援とともに、政府・行政の支援をぜひお願いしたいというところがございます。働く場におけるコミュニケーションだけではなく、地域のコミュニティづくりなどを併せて取り組んでいくことで、外国人材がしっかりと日本において活躍をしていく好循環にもつながるとというのが現場の声でございます。

しかしながら、繰り返しになりますが、なかなか現場の負担は重く、「日本語教育に資する能力」というと難しい部分がございます。この辺りについてはぜひ公的な支援をお願いしたいというのが、現状と課題でございます。外国人材から選ばれる国となるためにも、外国人が安心して就労生活できる共生社会の実現のためにも、ぜひ日本語教育の施設面、講師面について地方も含めた量の充実と質の確保やこれに資する政策の推進をお願いしたいというのが各現場からの日本語教育に関する要請となっております。

資料1の9ページには、昨年私どもが提出しました、多様な人材の活躍に関する要望内容を記載しておりますので、後程、お時間のあるときにお目通しをお願いしたいと思います。私の方からは中小企業の外国人材の活躍に関するニーズ、日本語教育に関する要請、現場の声を含めて御説明させていただきました。ありがとうございました。

#### ○西原座長

ありがとうございました。非常に簡潔にまとめられたよく分かる御発表をいただきました。只今の御発表に関しまして、御意見・御質問等ございましたら、委員の皆様方、挙手をお願い致します。

#### ○田尻委員

最後の方の外国人材の活躍に向けた日本語教育の必要性というところの表を材料にお聞きします。コミュニケーションの不安というのはさっき仰っていた、仕事を進めるためのコミュニケーションを指しているのか、それとも生活でしょうか。つまり、日本語教育が関

われるのは生活日本語という部分で、これはある程度はできるのですが、仕事になると専門性が入ってきて、この部分には日本語教育は入りにくいんですね。ここでいうコミュニケーションの不安と考えているのは、仕事の場面のことでしょうか。そのあたり、もしそうだとすると、日本語教育だけではなく、現場の方との共同で教育にあたるということで、協力しながらやっていくという方向になると思いますが、いかがでしょうか。

○日本商工会議所大下氏

両面あるというのが現場の声です。当然、仕事で使う部品や作業についての専門用語、こうした言葉についての教育も必要です。ただそれはある程度、基礎的な日本語ができる外国人であれば現場で教えることができます。外国人の方が不安を覚えていらっしゃる生活面も含めてということとなると、企業側では賄いきれない部分があります。企業が教えられる仕事の部分と、自治体も含めて公的な支援で生活面も含めて教えていく部分、双方がさらに充実していく必要があると思っています。加えて、各地の会議所からのヒアリングで「なるほど」と思ったのですが、先程申し上げましたニーズのある中小企業はかなり地方にもございます。そこで、生活面でいうと、方言が課題になることがあります。買い物をするにしても、やはり標準語で皆さんがお話になるばかりではありません。職場の中の、事務的なやりとりに関してはそれほど方言が大きく混じることはないかもしれませんが、しかし、ちょっとした「それ危ないよ」「それ違うよ」のようなことも、少し方言が混じってしまうケースはどうしても出てきてしまいます。地方の商工会議所では、そうした面も含めて、研修を行っているところもございます。このあたりがうまく充実してくると、より外国人材の方は安心して働き、安心して地域で暮らしていける。また、彼等が方言等も含めて、生活面・仕事面で、自ら話せるようになると、受け入れる地域の従業員、周囲の住民の方も安心して受け入れられるのではないかと考えております。企業側、自治体、公的な支援も含めて双方さらに充実していく必要があるというのが、現場から聞こえてくる声から我々が考えているところでもあります。

○西原座長

やはり、どこまでが仕事でありどこまでが生活か、というのはなかなか線引きが難しいところでございますね。他にどなたか、いらっしゃいますでしょうか。

○加藤委員

私たちがこれから課題とすべきことを御提示していただいたと思い、大変ありがたくお聞きしておりました。ありがとうございます。

前回のこの委員会で私が発表させていただいたことでもあるのですが、実際に私どもは福島県で中小企業に向けて日本語教育をしております。その中で、実際に技能実習で来た方が在留資格を特定技能に変えて、さらに現在は社員として何人も採用しているという企業

さんも扱っております。その中で、私たちがしているのは、有資格の教師たちが企業と協力し、例えば今お話のあった仕事に関する部分で一緒に教材作ったり、また、JLPTのN2やN3に合格させて国に帰しましょう、という方針で授業を委託してくださっている企業さんの事例が実際にあります。これらは企業さんの姿勢の問題、そしてその企業が経済的な余力を持ってそこに投資するという気持ちがあるからだと思うのです。そういった事例がうまい形で全国にいきわたるといいなと思ったのが一つです。

あともう一つは、私たちは文化庁の「生活者としての外国人のための日本語教育の初任研修」という事業を3年連続で、100人以上に対して行っています。全国に既に300人程度、有資格で生活者としての外国人に対して日本語教育ができる人がいるということになります。このような国の事業がいいかたちで、日本語教育人材と企業さんとのマッチングにつながっていったらいいのかなというふうに思いながら伺いました。また色々教えていただきたいことがたくさんあると思いました。引き続き宜しく願いますということで、質問ではありません。意見でございます。

#### ○神吉委員

制度設計の議論をするという観点から一つお伺いしたいのです。技能実習制度の監理団体や登録支援機関、特定技能もだと思いますが、ここの支援がやっぱりなかなか十分ではないということですが、これは技能実習制度等にも課題があるというふうにご理解してよろしいのでしょうか。

#### ○日本商工会議所大下氏

今のご質問は、日本語教育の部分についてということによろしいでしょうか。

#### ○神吉委員

日本語教育を含めて、受け入れて支援をするというのが技能実習制度の監理団体や登録支援機関の役割だと思います。ですので、そこが制度として十分に機能しておらず、日本語教育の公的なものも含めてやらなければならないが、技能実習制度等の労働者受入れの制度そのものにも課題があるという理解でよろしいでしょうか、という質問です。

#### ○日本商工会議所大下氏

お答えになるのかどうか分かりませんが、受け入れに関しての負担がやはり様々にございます。監理団体や登録団体が行う部分、実際に受け入れた企業が行う部分、それぞれ負担をしながらやっているかたちになってはいますが、いずれも、本業とは違う中身になります。我々がコミュニケーションとらせていただいている監理団体は、本業は商工会議所ですので、普段の本業は主に中小企業の経営の御相談に乗ることです。日本語教育や住居の手当では、これまで経験していない業務であります。更に言えば、小さい地域、地方に行

けば行くほど、商工会議所の人員もそれほど多くございません。まさに商工会議所自体が中小企業、小規模事業者です。様々な負担をしてでも、地域の事業者さんの人手不足に対処するため、そうした業務を担っております。実態として申し上げますと、技能実習生は各地方の事業者にとっては、研修という想いでやっていらっしゃる事業者さんもそれなりにいらっしゃると思いますが、本音のところでは人手不足対策として活用しているところがやはり拭えないところでもあります。こうした人手不足で困っている中小企業さんのために商工会議所としてもなんとかお役に立ちたいということで、慣れない中で様々な手立てを踏みながら、また、送り出し国のベトナムに何回も足を運び、送り出し機関を選んで、やりとりをするといった負担をした上で、なんとか送り込んでもらい働いてもらっているというのが状況です。そのため、何とかこの「団体と企業の負担」を少しでも公的な支援で軽減ができればありがたいというのが現状のところでは。先程、「もうこれ以上受け入れたくない」という企業が2%あるというお話がございました。私どもの把握している範囲で各地の商工会議所で監理団体をやっているところのなかでも、1カ所が「いま受け入れている外国人、技能実習生が帰ったら、もう受入れはやらない」と答えています。それは、今御説明しました受入れに関わる様々な負担が重いという理由です。どうしても監理団体ですと、24時間365日、深夜にも関わらず、実習生に関する相談が直接寄せられ、対応しなければならないということで、限られた人数でやっている会議所としては、会員からのニーズには応えたいけれども、負担が重いというのが実態です。できれば、生活面での支援というのは監理団体や受け入れ企業ではなくて、公的な支援でしっかりカバーをしていただき、働く部分についての支援はしっかり監理団体、受け入れ企業が担うようにしていきたい。こうした方向で制度改正を進めるべきというのが、実習制度、あるいは特定技能制度についての私どもの考えであります。仰るとおり引き続き制度面での改正も今後我々としても働きかけをしたいと思っております。

#### ○佐々木委員

今、お話を伺えば伺うほど、受け入れる日本人側に対する研修も必要というのを感じながら伺っていました。資料1の7ページのところの、「日本語教育の実態と課題」というところに、日本語と外国語を教えられる講師を見つけるのに苦労しているとありましたけど、この場合の「外国語」というのは何を指しているのでしょうか。

#### ○日本商工会議所大下氏

表現が言葉足らずになっていました。当然ですが、分からない日本語について教えるときに、相手の方がベトナム人であればベトナム語で、ミャンマー人であればミャンマー語で説明してあげるのが一番分かりやすいです。間をとって、英語でやり取りをすることもできるかもしれませんが、そうした人材を探してくることがなかなか、地方だと難しいということ

を申し上げました。もちろん、初歩的な研修は受けて、一定の日本語を学んできていらっしゃると思いますので、必ずしもそこまでの能力が必要かというところもそうでもないです。しかしやはり、受け入れる外国人の母国語をある程度理解できる方がいらっしゃるの望ましいです。それを日本の隅々までというとなかなか難しいかなというところではあります。先程、加藤先生から日本語教育ができる方が相当数いらっしゃるという伺いましたが、地方などは例えばオンラインでの研修でも構わないので、そういった人材とコンタクトできる、そういった人材のお力を借りられるような状況ができればよいのではというお話も伺っております。

#### ○佐々木委員

分かりました。媒体語を使用した日本語教育のできる人材ということですね。今仰ったようにオンライン等や、あるいは自動翻訳の応用等、そういったことでもできる気もしました。

#### ○西原座長

ありがとうございました。それでは、次に議事の2に入らせていただきます。議事2は「日本語教育機関団体連絡協議会からのヒアリング」として、日本語教育機関団体連絡協議会から事務局の森下明子様より御説明いただきます。森下様、どうぞよろしく申し上げます。

#### ○日本語教育機関団体連絡協議会事務局森下氏

日本語教育機関団体連絡協議会、事務局の森下です。有識者会議の先生方、省庁の皆様、いつも日本語教育機関団体の活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。また、今日は新法案についての私どもの意見を発言させていただく機会をいただき、誠にありがとうございます。当協議会は日本語教育機関の6つの団体が日本語教育機関関係6団体として共同して活動してきたものが、今年の5月1日に名称変更したものです。引き続きどうぞ宜しくお願いいたします。

それでは資料2「新法案の意見」に沿って、説明させていただきます。まず1の法案全体についての意見は大きく分けて3つございます。

1つめ、1の(1)は、新法案を今年の国会に必ず閣法による法案として提出していただきたいことです。そして、法案の成立により、日本語教育の質の維持向上の観点、また責任をもって様々な助言、支援をしていただく観点から、日本語教育機関を文部科学省の所管にしていいただきたいということです。

2つめ、1の(2)は、新法案で認定された日本語教育機関と地方公共団体、その他関係機関等と連携しながら、生活・就労プログラムを実施する仕組みを制度化していただきたいということです。我々、日本語教育機関は、日本語教育の専門家集団であり、留学生の日本語教育が中心ではありますが、そのノウハウを活かして、就労者への日本語教育、生活者への日本語教育等、様々な外国人材への日本語教育を既に実施しております。

法案が制定され、日本語教育の質の観点から認定された日本語教育機関については就労

者、生活者としての外国人材の日本語教育にも、地方公共団体等と連携させていただき、国の質保証のもとで、生活・就労プログラムを提供できるよう、活躍の場を広げていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

3つめ、1の(3)は、教員の国家資格についてです。試験及び実習等の内容が明確化されていない現状では、新制度への移行については、試験の内容、実施状況、社会環境等を踏まえ、慎重な検討が必要であり、十分な移行期間を定めていただきたいと考えております。

また、現在の法務省告示教員要件を満たすものや、日本語教育機関で働く現職教員に対する措置や制度移行についても十分な期間の経過措置を検討していただきたいと考えております。法案の中で細かく規定はなされないと思いますので、附則等にそういった十分な期間の経過移行措置について検討していく旨を記載していただきたいと思っております。

続きまして、2の今後の具体的検討及び実施に向けての要望を7つ説明させていただきます。

日本語教育に限らず、コロナ禍以降の教育の環境は激変しており、そのことを意識した上で、時代にあわせて柔軟に対応できるよう御検討いただきたいと思っております。

それでは、2の(1)1つ目についてですが、専門学校や各種学校の制度や審査等について、重複審査とならないよう特段の配慮をいただきたいということです。専門学校や各種学校は既に所管は各都道府県になっていますので、審査を重複して受けるような、屋上屋を架す制度にならないように、共通項目については簡素化等を考慮していただきたいと思っております。

2の(2)2つ目は、法案の実施にあたっては、法務省告示制度と緊密な連携を図って進めていただきたいということです。法務省告示基準との関係性を明確化し、こちらも重複審査などならないように連携をしっかりとっていただきたいと思っております。

2の(3)3つ目、認定された日本語教育機関の活動の促進等の支援の在り方、及び日本語教員の処遇の改善について検討いただきたいということです。認定された日本語教育機関の活動の促進の支援としては、例えば、国のホームページ等で公表・発信していただき、海外の留学生候補者、企業、自治体に国から質保証された機関であるとして、広く認知していただけることを期待しております。また、国からの質保証を受けた、登録日本語教員に対しては、資格取得におけるハードルを課すだけでなく、処遇改善等をぜひ御検討いただきたいと考えております。

2の(4)4つ目は、教員の国家資格を設けるにあたって、試験及び実習等についての現行の課題が改善されるよう、現場の意向を踏まえ、検討いただきたいということです。現在は日本語学習者も多様化しており、実態にあった指導が必要となっております。現場で求められる教師像を御理解いただいた上で、試験・実習等の内容について検討していただきたいと思っております。また、試験や実習の内容を検討いただくなかで、現職教員をはじめとした、現在の告示教員要件を満たすものについては、質が担保されている機関で一定年数以上働く等、教育の現場における実践的な資質能力が担保されるものに関しては、慎重な議論が

必要だとは思いますが、試験の一部、実習の免除等もぜひ検討いただきたいと思っております。

2の(5)(6)、5つ目、6つ目では、先程法案全体の方でも御説明しましたが、生活、就労においても、認定を受けた日本語教育機関は、自治体・企業等と連携し、地域企業のニーズを踏まえた日本語教育プログラムの編成、成果把握、分析、改善等を行うような、仕組みを取り入れていただくよう、継続して検討を宜しくお願いいたします。

2の(7)の7つ目、こちらは将来的にですが、外国人児童、生徒等の就学の場面でも、ぜひ認定をうけた日本語教育機関、国家資格教員の活用を行っていただければと思っております。

私からは以上となります。御清聴ありがとうございました。

#### ○西原座長

ありがとうございました。今御発表いただいたことは、どちらかというところから、私ども有識者会議が検討すべき内容に対しての御要望という面を含んでいたと思います。お聞きになった委員の方で、御質問等ございましたら、どうぞ挙手をお願い致します。

#### ○神吉委員

法案全体の方向性についてということで、3つの御要望がございますけれども、(1)の「文科省の所管」というのと、(2)の『留学だけでなく就労生活でも活躍できるように』というのは、私の浅い知識では、矛盾するようにも捉えられます。文科省の所管となれば、就労や生活には関わりづらくなると思うのですが、その辺りの意図を教えていただければと思います。

#### ○日本語教育機関団体連絡協議会事務局森下氏

今、認定の日本語教育機関が進んで行く中では、類型化の議論が進んでおりまして、就労、生活のカテゴリーで議論が進んでいる中で、元々「生活」については文化庁国語課を中心に日本語教育を推進していただいております。就労については文部科学省だけで、ということではなく、法務省等と、私たちは法務省告示校でもありますし、そういった関連省庁とうまく連携しながら進めていただければと思っております。

#### ○札幌委員

2の(3)具体的な7つの要望の3番目ところにあります、日本語教員の処遇改善等について検討いただきたいと書いてありますが、具体的にはどのようなことを想定しての御要望でしょうか。

#### ○日本語教育機関団体連絡協議会事務局森下氏

一般的に、日本語学校というのは補助金がない学校になっております。ですので、学生からの納付金だけで経営を賄っておりますために、どうしても教員の処遇がなかなか改善されないというところがあります。登録日本語教員ということで国家資格になった場合は、そういった処遇、つまり給与面等、なにか改善していただくような手立てがないか、という議論が団体のなかではあがっています。

○伊東委員

2の(7)具体的な7つの要望の7番目ですね。『将来的には外国人児童生徒等の「就学」の場でも、日本語教育機関及び国家資格教員の活用』のというところがあります。具体的にどのようなイメージをここで述べていらっしゃるのか、もう少し具体的に御説明いただけますか。

○日本語教育機関団体連絡協議会事務局森下氏

私ども、地方日本語学校等、都内も同じでしょうけど、外国人児童の問題は、非常に大きな問題となり、日本語教育の部分が非常に重要になってくると思っております。こちら、国家資格をとった日本語教員については、通常の学校にいらっしゃる教員の方と、連携しながら日本語教育の部分をサポートさせていただき、また、これから認定される日本語教育機関と地方自治体と連携しながら、そういったところをフォローしていけたらと思っております。

○西原座長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、日本語教育機関連絡協議会からのヒアリングを終わらせていただきます。それでは次の議事に入ります。

議事3として、検討事項の整理を行います。まずは、事務局のほうから先ほど提示された資料について、御説明をお願いします。

○山田地域日本語教育推進室長

資料3-6を御確認いただければと思います。

順番が前後してしましますが、まずはおさらいとして、資料4の方を御覧いただけますでしょうか。

今回、議論をしていただきます「仕組みの全体像」として、以前も少し簡単なイメージを御説明しましたが、そのおさらいと、更に補足の資料としてご用意しております。まず、資料4の1ページ目「日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像」ということで、こちらについては学習者等が学習機会を適切に選択できるようにするために、日本語教育の内容を見える化するとともに、教育内容の質の保証を目指す制度となっております。具体的には認定時点と認定後ということで、2つに分けてお示しをしております。まず認定時点

ですけれども、こちらについては、国が一定の要件を満たしたものを認定するという事で、こちらの図では、青い矢印が国の行為、黄色い矢印が教育機関の行為というふうに分けてございます。国の方では、認定をするということと、認定した機関については多言語で公表していくということとございます。学校の方では、認定にあたって、登録日本語教員としての登録、登録された教員を配置するという事と、教育内容や教育機関の状況について情報提供を社会にしていくことが求められているということです。

さらに認定後も水準の維持を図っていくための仕組みとしましては、国の方では定期報告を機関からいただくということと、定期報告の内容及び変更のあった項目については随時社会に公表していくということ。それから、機関側の行為としては、自ら自己点検評価等を通じて改善を図っていくということと社会への情報提供を図っていくということ。

それから、左の方に教員の絵がございしますが、教員は引き続き自己研鑽を図っていくとともに学校側も適切な研修機会を提供していく。そして国はこういった環境整備に努めていくということを通じて、継続的に質の維持向上を図っていくという仕組みを考えております。

次に、資料4の2ページを御覧いただきますと、こちらが教員の資格制度のイメージでございます。こちらについては令和3年度の協力者会議の報告でお示したイメージとほぼ同様となっております。おさらいとしまして、まず、日本語教師を目指す方については、指定試験機関が実施する筆記試験を受けていただくのが一つ。それから、右側にあります、指定日本語教員養成機関がございまして、こちらの養成課程を修了した方については、筆記試験の1が免除されるとともに、教育実習というものを必ず受けていただくということで、筆記試験と教育実習の修了をもって、最終的に登録日本語教員という資格を国が付与するというかたちになっております。国が登録するにあたって、登録証のようなものを発行しまして、先生方御本人が自らの能力を証明する手立てとして活用していただくということとございます。一点、令和3年度の報告書から変わった点としては、昨年度の段階では、資格については「公認日本語教師」というような名称で取りまとめをいただいておりますが、今回法制化を検討するにあたって、「登録日本語教員」という名称に変わっております。それから、これまでは名称独占の資格を前提として議論していただいておりますが、今回は先程申し上げました通り、認定された教育機関で必要とされる資格ということで、施設に必置が求められる、そういった資格として今回制度のイメージをつくっております。これが制度全体のイメージでございます。

続いて、資料3をご覧くださいませでしょうか。先程の制度のイメージを基にしまして、具体的にこの会議で検討していただきたいことをまとめてございます。前回の会議資料で検討事項ということで項目をあげさせていただきましたが、今回赤字の部分を追記しております。次回以降の本会議では、具体的な認定基準や考え方について、事務局の方からたたき台を示したいと思っております。今回は、その前段として大きな方向性であるとか、特に重要な論点として御意見を頂戴できればと思っております。

それでは内容に入っていきます。まず、資料3『1. 日本語教育機関の認定』に関するところで、(1)が認定の基準でございます。認定基準の考え方、共通検討事項と類型ごとの検討事項に分けてございます。『共通検討事項』については、留学・生活・就労の3つ類型すべてに共通する事項でございます。

まず赤字の部分だけ説明しますと、赤字の※印1つ目としまして、『認定基準の検討』にあたりましては、日本語教育の性質を踏まえつつ、教育機関の認定ということですので、現在学校教育法で定められているような設置基準等を参照しながら検討するということです。本日、資料5としまして、現行の認可基準や学校教育法の施行規則に定められていることについて資料としてお配りしています。もちろん、留学については告示基準というものを併せて配付をさせていただいております。

それから次の赤字の※印2つ目が、『教育課程』について、教育内容についてですけれども、こちらについては文化審議会の国語分科会におきまして、令和3年の10月に「日本語教育の参照枠」で考え方をとりまとめているので、それを踏まえて検討してはどうか、ということでございます。

次の赤字の※印3つ目ですが、『教育体制』についてです。先ほども御説明しました、登録日本語教員に関することでございます。先程申し上げました通り、施設に必置の資格ということで考えておりますが、この場合、どこまで登録日本語教員の必置を求めるのかということに関しまして、ここでは機関における教育の質保証を考えますと、学習者に直接日本語を指導する者、いわゆる日本語教師として指導するものについては、基本的には登録日本語教員という資格を求めるのはどうかと。一方、直接指導する者以外の支援者であるとか、または補助的に関わる方については、特段の資格を求めないということによいかという方向で検討していただければと思っております。なお、登録日本語教員が必置ということになりますと、そういった新たな制度への移行を図るための経過措置というものは必要になります。これについては(4)に記載をしております。

それから、一つ飛んで、次の赤字の※印5つ目としましては、認定のプロセスにつきまして、やはりここは専門的な審査が必要であろうということで、有識者による審査を検討しております。

次に、『類型ごとの検討』ということで、まず『留学』については、赤字の※印1つ目、法務省の現在の告示基準をベースとしながら、教育上更なる検討が必要ではないかということ。それから、留学については在留資格と関係がでてきますので、その点につきましては法務省との連携と書いております。

赤字の※印2つ目にある『留学』ですが、大学における日本語予備教育の別科等の扱いでございます。こちらについては、日本語教育の水準の維持向上という観点からいたしまして、他の日本語教育機関と同様に制度の対象にするということではいかがでしょうか。

続いて赤字の※印3つ目「就労」「生活」については留学とは違っていて、「実施機関、実施態様が多様である」ということを留意した上で、検討としております。

資料3の2ページ目、赤字の※印4つ目、『生活』につきましては今、日本語教育小委員会において、地域における日本語教育のあり方について検討が進んでおります。その中で、教育プログラムの内容であるとか、レベル感等の議論が進んでおりますので、それを踏まえて検討ということでございます。

赤字の※印5つ目、『生活の対象となる機関』についてでございます。令和3年度の報告書の中では、「生活」の申請主体は、都道府県及び政令指定都市ということで限定的に記載されていますが、実際には政令指定都市以外の市区町村や、先程の団体のヒアリングでもありました通り、法務省告示校のほうでも様々な実施の実態がございます。「参考資料1」としまして、告示校へのアンケートへの結果もつけてございます。こういった実態を踏まえると必ずしも都道府県、市町村と限るものではなく、直接そういった生活の日本語教育を実施している機関を申請者とするということについても検討してはいかがかと思います。

続いて、資料3の1.(2)の自己点検と情報公表の関係でございます。これについては、前回の会議でも委員の皆様からご指摘いただいた通り、質の保証という観点、それから改善向上に繋がるものというような観点を記載してございます。また赤字の※印2つ目では今後、具体的な項目を検討する上では、専修学校や大学に事例がございますが、日本語教育機関が小規模な機関が多いということも留意すると書いてございます。赤字の※印3つ目として、先程もありました通り文部科学大臣が情報公表するということも仕組みとして想定しておりますのでそこの関係も整理が必要となっております。赤字の※印4つ目については第三者評価ですけれども、こちらについては、令和3年度の報告書の中では、認定の審査の一項目としてあがっております。それは、第三者評価というのは、質の維持向上のために非常に効果的であるという認識から、そのような記載になっているわけですけれども、一方で、現在第三者評価まで実施している機関はわずかであるということと、更に先程の仕組みのイメージであります通り、文部科学大臣が認定後も定期的に報告を受けたり、あるいはそれを受けた改善指導をしていくというプロセスが想定されていることを踏まえたと、第三者評価について、認定の要件とまでするべきかどうかということについての検討が必要かと思っております。これについては、他の学校の例として「参考資料5」の中にありますとおり、第三者評価については努力義務となっております。

続いて、資料3の1.(3)『各教育機関から文部科学大臣に対する定期報告』についてです。こちらについては認定後の教育水準の維持という観点から指導・助言の端緒とするとともに活動状況の可視化という観点から検討してはいかかということです。特に(3)1つ目の丸印、定期報告を求める事項につきましては、認定後の状況ということで、学習成果や実際の情報公表の状況等を含めてはいかかかということです。それから、さらに法務省告示校につきましては、現在も法務省に対して定期報告等の制度がございますので、それを踏まえた上で報告事項や報告頻度を検討してはどうかと思います。

資料3の3ページ目、(4)『認定基準に関する経過措置』についてでございます。先程申し上げました通り、登録日本語教員を日本語教育機関の認定にあたり、必置の資格とするこ

とに伴いまして、一定の経過措置が必要であろうということでございます。現時点の考え方としましては、法施行後、一定の移行期間を設けまして、その期間内の認定にあたっては、現職教員については、登録日本語教員になることを要しないということを検討してはどうかと思います。

続いて『2. 日本語教師の資格』に関することでございます。資格の1『(1) 筆記試験』についてでございますが、(1)の1つ目の丸印、筆記試験の内容につきまして、令和3年度の報告に必要な内容といたしますか、必須の教育内容であるとか、筆記試験の①、②といったようなことが既に示されております。それに加えてということでございますが、前回の議論でも既存の試験を踏まえて検討すべきという御意見がありましたので、今回「資料6」として、現行の試験の内容をお示ししております。その上で、今回新たに行う試験というのは、筆記試験の他に教育実習を併せて要件とされるということ踏まえる必要があります。また、日本語講師の質・量の充実に資するよう、質を維持しつつ量の確保も求められていることも踏まえた上で、試験の方法であったり、ボリュームであったり、やり方についてもご議論をいただければよいかと思っております。

次に、(2)の2つ目の丸印『筆記試験の免除等』については、令和3年度の報告を踏まえたかたちで記載しております。資料3の2.『(2) 教育実習』についても基本的には令和3年度の報告書を踏まえて検討し、記載しております。資料3の2.『(3) 指定教員養成機関』について、これも令和3年度の報告書を踏まえて検討ということですが、指定の際のプロセスとして有識者による審査というの追記してございます。

資料3の4ページ目、2.『(4) 日本語教員の登録に関する経過措置』でございます。こちらについては、まず教育実習の要件に関する経過措置としまして、令和3年度の報告書を踏まえたかたちでございますが、この一定の実務経験がある者については、移行期間内に登録する場合については新たに教育実習を受ける必要はないということとしまして、この対象となる実務経験の具体的な内容を今後検討してはいかがかということでございます。

続いて、資料3の2.(4)2つ目の丸印、『筆記試験合格の要件の経過措置』でございます。こちらについては、現行の民間の試験の関係と併せて議論ということになっておりますので、それに伴いまして、例えば、現行の試験のなかでも新試験で測定する能力を網羅していることが客観的に確認された場合には、その合格者について経過措置の対象としてはいかがかというところです。例えば、移行期間を設定したうえで、その期間内に登録された場合には、網羅性の程度によって一部または全部を免除するというところで検討してはどうかと思います。

最後に資料3『3. その他』でございます。これは今回の制度の仕組みそのものではありませんが、ここから波及する問題ということで、資料3の3.2つ目の丸印、研修の在り方でございます。今回の資格というのは、機関の認定にあたっての資格ということで、基本的には養成修了段階ということ想定したものとなると思いますが、その後も継続してキャリアアップを図り、様々な場で活躍できるような、そういった研修のあり方も検討する必要

があるのではないかと。

それから、今回登録日本語教員というのが、認定を受けた日本語教育機関の資格ということになりますので、それ以外の日本語教育人材全体の資質能力の向上も留意が必要でございます。

資料3の3.の最後の丸印は、今回登録された日本語教員というのが、施設必置型ということでございますけども、その認定を受けた機関だけで働くことが期待されるということではないと思いますので、それ以外の様々な日本語教育の場で活用ができるようなあり方も考えてはいかがか、ということで記載をしております。長くなりましたが、説明は以上です。

#### ○西原座長

それでは、只今の事務局の説明を踏まえて、御意見を頂きたいと思います。先程も事務局の方から発表がありましたように、次回以降に認定基準等について素案が提示されていくことになっております。本日はそれに向けて、大きな方向性についての御意見がお伺いできればと思います。「資料3」以降を御説明いただきましたが、それをいくつかに分けて議論を進めたいと思います。まず、第一に、「資料3」『(1)日本語教育機関の認定の基準』に関わる部分、報告の1ページ目でございますけれども、これにつきまして御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

#### ○山口委員

大きな方向性ということですが、新しい基準については、規制を強化することや管理をするためというより、より良い学習環境を整えるための指針となるような、そういう基準であってほしいと考えております。

#### ○前田委員

認証評価に関わってきた立場からすると、認定機関という用語が分かりづらいということがございます。機関というのは何を指すのか。例えば日本語別科の場合、この機関は大学になるのであって、別科そのものを指さないと思います。学校が一つで、そこが日本語教育だけをやっている場合は問題にはなりません、機関という言葉の使い方が、本来の意味でのマネジメントをする組織全体を指す場合と、プログラムを見る場合と、両方で使われているような気がします。機関という言葉を使わないのが難しいとしたら、なんらかの注釈的なものがないと、認定機関としてリストを公表する時にはどこまでを機関としてリストにするのか、そこが分からないという気がしています。それともう一つはもっと先の話だと思えますが、1.『(1)認定の基準の具体的な認定基準』というところの一つ目の丸印の具体的な認定基準の( )内の記載が、『修業年限、授業時間、教員課程、生徒数、教員数、施設設備等』とあります。この中で、一番重要でしかしながら難しいのが「教育課程」で、この制

度ではおそらく一度認定されればよほどのことがない限り認定取り消しがしないのだとすれば、報告の時に教育課程のところは、他と違って一目瞭然ではない内容になるかもしれないです。そのため、どのくらいの報告を求めるのか、どの程度の確認をするのかということが気になったところでございます。的外れなところもあるかもしれませんが、私からは以上2点を申し上げました。

○西原座長

まず、「機関」という文言についてご意見がありましたね。

○山田地域日本語教育推進室長

先生の仰る通り、別科や学校の一部で日本語教育を実施しているという場合に若干混乱を生むというのは御指摘の通りと思います。認定の表示の際に、どこが認定されているのか分かりやすくする必要があるのでかなと思っております。また、改めて検討させていただきま

○西原座長

今の観点で、石坂委員にお伺いいたします。地方自治体、例えば、浜松市が認定の対象となった時に、地方自治体から見て、「機関」と言われるとどのように感じられますか。

○石坂委員

特に「機関」の名称については問題ないと思っております。

○西原座長

ありがとうございます。それから、課程についてなのですが、資料3の1.(1)2つ目の赤の※印のところに「日本語教育の参照枠を踏まえて検討」とあります。それが一度認証されてしまうと、不動のものになるのではないかと御指摘をいただいたと理解しておりますが、前田委員、その意味でよろしいでしょうか。

○前田委員

私が勉強不足で申し訳ないのですが、教育課程としてどの程度の具体性を最初の認定の時に確認をするのか、教育課程を変更したところは必ず報告してくださいとされるのか、気になりました。ここに挙がっている他の項目の基準に比べて、内容的には厚みがありますし、幅があるので、今後検討する必要があると感じたという次第でございます。

○西原座長

この「日本語教育の参照枠」というのがものすごく大きな枠組なので、ここを踏まえない

ということはありませんということですね。

○山田地域日本語教育推進室長

ここはベースとしたうえで、実際の認定基準というのはもう少し定めていくものがあり、参照枠というものだけでなく、なんらかの定めは出てくるので、先生のおっしゃっていたようにあまり細かくしてしまうと、変更が何度か必要になるかもしれません。質を担保するうえで、どの程度のルールを定めていくかというのはまさにこれから御議論していただくということであると思いますので、認定基準の中に提示する中で、そういったことも論点として留意したいと思います。

○神吉委員

色々と検討すべきことがあってたくさんあって大変だと思っています。先ほどの事務局からの説明にもあったのですが、名称が「登録日本語教員」ということになっております。以前の国語分科会、日本語教育小委員会、または、ワーキンググループでは「教員」という用語は資格として適切ではないというのがあり、「公認日本語教師」という名称にしたのが、2019年の議論であったと思います。

今回、施設必置になったということで名称が変わったというふうに私は理解したのですが、それで間違いがないか、以前の議論がどう踏まえているのかということが1つです。

○山田地域日本語教育推進座長

先生のご指摘の通り、今回は認定された教育機関における資格というのが制度的な建付けになっております。学校の場合は「教員」と法令用語を使っておりまして、今回は教育機関の教員ということで、そこを踏まえて、法令上の用語としてそういう言葉を使うことを想定しています。一方で、日本語教師という言葉について、先生が自分の職業として「日本語教師」を名乗ることを妨げるものではないので、資格の名称として「登録日本語教員」という名称を使うということでございます。

○神吉委員

それを踏まえ、質問が2点あります。1つは、先程の日本語教育団体への質問と同じですが、「就労」が入ってくるとなると、就労の関連で施設必置の資格となると、文部科学省の管下で縛っていけるのでしょうか。その辺りについて現状での見通しを教えてください。

もう1つは、留学の基準について、認定の基準がここに色々と上がっているが、留学といっても多様で、例えば私は大学で働いていますが、大学にいる留学生はいろんな形ですよね。留学生の受入れ制度の大きなビジョンとこの制度の整合性、関連性について、なにかお考えになっていることがありますか。現状の課題を踏まえ、どういう課題があるからこの

制度を作ればどんな風に質を保てるのかということだと思うので、そのあたりのビジョンとの繋がり、課題意識も含めて教えていただければと思います。

○山田地域日本語教育推進室長

はい、就労の関係については、認定にあたって有資格者の教育というのが教育の質を保証する上で必要だろうということで、それを必置とするということでございます。教育機関として認定するという点については、文部科学省の業務としてやっていけるというふうに思っております。一方で、就労者に対してどういった日本語教育が必要かとか、そういうことも、もちろん厚生労働省と連携して考えなくてはいけないと思っております。そのことについては我々も事務的に協働、協議、調整をしていきたいと思っております。

留学の類型につきましては、先生がどのような課題があつて、それについてどのような対応でこの制度を考えるのかということだと思っておりますが、基本的な「留学」の日本語教育については、現在、法務省の告示校制度というものがあります。それで一定の日本語教育機関が認定されていますが、その中でも「留学」は、法務省の入管法上の制度のなかで文部科学省が教育的な観点で見ている制度になっております。ただ、そこでも教育上の質の保証という点で十分ではないのではないかとご指摘を受けております。その課題意識のもと、今回の制度では文科省がきちんと教育上の観点について、正面から審査して、場合によっては改善指導を行うような、そういう制度を作りたいということで、今回「留学」の枠組みを検討してございます。

○高橋留学生交流室長

高等教育局留学生交流室の高橋と申します。留学の観点、日本語教育機関、日本語教育ということで、大きい流れのところについて補足させていただきます。先週6月22日の中央教育審議会の大学分科会でも案として御説明させていただいたところでございますが、「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」ということで、留学生30万人計画というものがございました。それについては昨年の3月の時点で検証を行いまして、数的なものは2019年コロナ前、直前でありましたが31万人でした。これからは量から質へ、あるいは、10万人計画、30万人計画としましたが、これから日本人の送り出しも、そういったものも大切にして、今後のグローバル政策のもと、日本語教育の質の向上ということで、今後日本語教師の新たな資格制度、あるいは法案に向けた動きも睨みながら検討を進めています。課題については投げさせていただいているところで、これにつきましては、来月に正式に大々的にオープンということでございますけども、そういった留学生政策の中で、しっかり日本語教育を位置づけている状況でございます。

○大日向委員

<各類型ごとの検討>に「留学」の基準については、法務省告示基準をベースとしつつ検

討することになっていますが、現在の法務省の告示制度自体が、必ずしも適正な語学学校としての日本語教育機関に育てるということに繋がらないことがあります。そこで、新しい制度ができるときに、入管庁はこれをどのように運用をすべきかといったような「運用の仕方」を示すべきだと思います。例えば、入管庁の途中退学の考え方等の実情にそぐわない取り扱い方が現場から感じられることが多々ございます。文部科学省からそれぞれの基準の趣旨を示すなどして、解釈基準を明確にして、「運用の仕方」を提案したり、意見を述べるような形をぜひ作っていただきたいです。新しい制度では、日本語教育機関の質の維持向上と共に、語学学校としての日本語教育機関を「育てる」ということも必要な観点だと思います。ぜひそのことを御考慮いただきたいと思いますので、宜しく願いいたします。

○西原座長

ありがとうございます。資料3のページとしては、次の2ページ目になるのですが、『類型ごとの検討事項』の中で「生活」というのがあります。2つ目の※印、加藤委員は前回のご発言の中で、「生活」を担当するとおっしゃっていただきました。「生活」につきましては、自治体との連携についても言及なさってくださいだと思います。浜松市の石坂委員、この自治体とそれから地域の教育機関との連携で、生活というカテゴリーの日本語教育を分担なさるといふ点、自治体としての生活支援に対する心構えというか、必ず連携しないとできないことなのか、それとも自治体独自で生活という部分を、自治体立の日本語教室というかそういうようなことも含めて今、考えることはできるのでしょうか。

○石坂委員

生活については、基本的なところは主に自治体が担うということによいと思っております。それ以上のものは、学校が行う方向で考えるのがよいのかと思います。

○加藤委員

基本として、主体は自治体が持っていただくというのが、他が絡んでいるので当然のことだと思います。ただ、本当に有資格者を有し、それで、日本語教育をプロとしてできるというようなあたりでも、日本語教育機関・日本語教員の活用というのはとてもあると思いますので、そこもぜひ連携する形がいいと思います。日本語教育機関の教師が、地域の日本語教室に行って、そのままのやり方通りでうまくいくものでないということも、もちろんよく分かっております。ですので、そういったところで、いまは文化庁の研修などもありますし、そういったものを経て有資格の人たちの活躍の場として、地域という場があるといいと思っております。ぜひ連携という形で続けていけたらよいなと思っております。

○西原座長

ありがとうございました。認定の基準ということでご意見を伺っているわけですがけれど

も、留学・生活・就労、また、学校教育という点で御意見を頂きました。これから事務局から認定の基準ということについては素案が示されるということですので、それを見てまた改めて議論を行っていただくということになるかと思えます。資料3(1)について御意見頂いておりましたが、続きまして、資料としては資料3の2ページ目(2)、(3)、(4)、ページの始めまでということになりますけれども、そこにつきまして、御質問・御意見がおりでしょうか。

○札幌委員

今頃になって変な質問かもしれないのですが、例えば大学のようなところの認証評価だと、7年に一度、期限を切られて、もう一度申請をし直すというサイクルが出来上がっていると思います。いまの「資料3」を拝見していると、一度認証を受けた後に、その後は「文部科学大臣から定期報告を求める」とだけあり、ここでいう認証評価の更新というものについては全く触れられていないと思います。これについてはどういう前提で今の案をお作りになっているのでしょうか。

○山田地域日本語教育推進室長

今回、文部科学大臣が認定する仕組みではありますが、これについては特に何年に一度というのはなく、一度認定をして、その後は定期報告を求めて、報告された内容に問題があれば、文科省が個々に事情をお伺いしたり、場合によっては指導をしていくということになります。調査やヒアリングをした結果、認定基準に反する状況があるということになればその後認定の取り消しまで最終的にはいく可能性があるという、そういう仕組みになっております。

○西原座長

これにつきましては御参考意見として、川口委員と前田委員に伺います。なぜ大学の場合は、何年に一度というような、定期的認証になっているのでしょうか。

○川口委員

基本的には大学の場合は、認証評価制度として機関別が7年ごと、専門職大学院という分野別が5年ごと、ということが法律的に決まっています。それを7年経ったらどうするかというのは、認証評価機関と大学との間の問題であって、法律的にそうやるということです。いまの「資料4」について伺っていると、むしろ専門学校の職業実践専門課程の認定というのに近いと思いました。確か認定されて、その後認定基準を満たさなくなったら、例えば次の年に認定機関から外すとなっているので、それに近いと思ったらよいのではないのでしょうか。

○山田地域日本語教育推進室長

どちらかというそういうタイプかと思います。定期報告というのを毎年一度ということにするのかどうかを、これから決めていくということになります。

○川口委員

それは例えば、定期的に公表するとかですね。

○山田地域日本語教育推進室長

認定リストを公表するという事になっております。その取り消しがあれば、公表リストが変わってくるということになります。

○川口委員

いま申し上げた、専門学校の職業実践専門課程の認定というのは、様式4というのがあって、それが毎年提出されるようになっております。それを文部科学省の担当部署でチェックし、いまの判断があり、前年に全国のリストがあるので、そこから外れたということが現に起こっております。そういうことに近いということでしょうね。私の考えとしては、急に、例えば日本語教育機関も、大学の機関別、あるいは分野別認証評価と同じようにしてしまうのはたぶん乱暴な主張だと思います。おそらく今のような制度で、その代わりおそらく重要なことは、定期的に公表されることだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○西原座長

前田委員、なにか補足はありますか。

○前田委員

やはり、日本の場合、大学設置基準でずっと守られてきたのが、これが大綱化されるときに、その代わり自己点検評価をしましょうというのが入ってきました。やはりこれは自分だけで自己点検してればよいというものだけでなく、ちゃんと外からも見るよう、そういうことも必要ということとなり、現在色々義務化されていったということで、いま川口委員も仰っていたように、実際大学の場合でも認定されない大学がでてきています。主に少子化で学生がいなくなって、経営が立ち行かないという場合が認定されない場合として多いです。やはり、設置基準を割ってしまうところは出てくるんですね。教員がたまたまたくさん辞めて足りない等、どうしても外の目で見るということをなくして、大学だけで自己点検していればよいというのは、今の世の中に通らないと思っております。世界的にもそういう傾向にありますし、設置基準で守られていて、新しく認可するときに窓口審査が厳しかった、あるいは視学委員が10年に一度やってきたということに変えての今の制度なので、質を維持するためには外の目が定期的に入る必要があると思っております。

○西原座長

ありがとうございました。札幌委員、これに関連してなにかありますか。

○札幌委員

それに関連して、いま議論することではないと思うのですが、例えば定期報告というのはあくまでも日本語教育機関からの報告でしかないなので、いかようにでも盛った内容報告になってしまいます。例えば、5年に1回や10年に1回は現地調査でこっちから見に行くぞという制度も、いずれかの時期に議論するために提案するという余地はあるのでしょうか。

○山田地域日本語教育推進室長

もちろんございます。そこも含めて今後検討を進めていただきたいと思います。

○田尻委員

『(2) 認定を受けた日本語教育機関による自己点検、情報公開』に関連するのですが、自己点検というのがどのように行われるかというのが大変大事なことになってきます。ここで赤字の※印4つ目からは、「第三者評価は難しい」という雰囲気がありありと出てきています。つまり、現状ではあまり使ってないが、今後あり方を検討すると。(2) ※印2つ目の自己点検ですが、そうすると気になるのは比較的小規模な機関が多いから、「留意せよ」という「留意」の意味が、日本語教育機関は規模が小さいからあまり詳しく捉えなくてよい、とはならないんでしょうね。この自己点検評価はこの制度の肝の一つだと思っていますので、曖昧な書き方はしない方がよいと思うのですが、どういうふうな意図で認定教育機関が小規模だから「留意せよ」とお書きになったのか教えていただきたいです。

○山田地域日本語教育推進室長

そのことについては、前回の会議でも、委員の方からも御意見があつて、要するに評価疲れというふうなこともありますし、実効的なものとしなければいけない、ということもあると思います。各教育機関がきちんと実行できるような、身になるような自己点検評価にしなければいけないという意味で書いてございます。先生が仰ったように、じゃあ具体的にどういうふうにやっていくのかというのをまさにこれから、次回に向けて具体的な案を事務局で検討して、また先生方に御覧いただきたいと思っております。そこで、そこまで緩くしてはいけない等、そういう具体の提案に対して御意見を頂戴したいと思っております。

○山口委員

日振協の評価事業に関わっておりますが、残念ながら自己点検評価のやりかたを十分に

理解されていない学校がとても多いように思います。まず自己点検評価というのはこのようにやるのであると説明の機会を設けることが大切だと思います。そしてエビデンスを示すことで達成状況が自己評価できるということを伝え、信頼性のある自己点検評価の実施を促すべきと思います。

#### ○佐々木委員

いまの山口委員のご意見と同じなんですけれども、皆様、御覧になっておりますか。告示基準で自己点検評価を年に一度行い、それを公表するとありますね。各校やっぺらっぺらするはずだが、やっぺらっぺらしないところも多いのです。やっぺらっぺらるところを拝見すると、どう考えてもこの学校は質を維持していると思えない学校がストレートに A 評価になさっていたり、あるいは非常に質に注意を払って素晴らしい教育をやっぺらっぺらる学校で B 評価をつけていることがあります。例えば、大変優秀な学校で B 評価をつけている項目がある。しかし、外部の私の目で見ると「これは A 評価だな」というところで、「なぜ B 評価ですか」と聞くと、「まだまだできる余地がありますから」というお答えが来たりするわけです。そこはエビデンスがきちんと揃っていても、まだ工夫できると考えていらっぺらるわけですよね。それが、全くそうでなくて、ストレート A で出されていても、エビデンスがない、エビデンスとして出されてきたものはズレている等、そして、全然質のことを考えていらっぺららない学校も残念ながらあるわけです。これは先程、前田委員もおっぺらったように外の目で見るということを絶対に入れなきゃいけないですし、山口委員もおっぺらったようにどうやって自己点検評価をするのかというセミナーのようなもの、つまり自己点検評価委員、内部評価委員を作り出すようなセミナーを新たに行う必要があると思います。

#### ○加藤委員

私は、基本的には向かっていく方向は第三者評価だと思っております。自己点検評価には限界があるというのが、まず第一のところ。実際に、いま第三者評価も日本語教育機関のなかで行われていますが、まだまだというのはここに書かれているとおりです。どういった意義あるかということの周知であるとか、それから第三者評価を受けるということの先にあるもの、メリットという言葉はよく聞こえないかもしれませんが、そのことがどういった意義に繋がるのかということの周知もこれからもっともっと必要だと思っております。目指すべき先は、日本語教育機関を育てていく、日本語教育機関がいまこうだからこの程度でというかたちで決めてしまうと、結局目指すところはその程度になってしまうと思います。ですので、もちろん移行期間というのをきちんととったうえでというのは分かっておりますけれども、目指すところは「ここである」というところを定めつつ、そして現状を加味したかたちで、ちゃんとしているところはちゃんとした形で残っていきこれからの日本に対して寄与するような形にしていく、そうでないところは意味退場していただくとい

うことも含めて行われていくようなルールの基盤がこの会議でできていければよいなと思っております。

○西原座長

ありがとうございました。最後に、『2. 日本語教師の国家資格』に関して御意見をお伺いしたいと思います。

○伊東委員

日本語教師の国家資格に関するということで、今回の制度改革は、やはり教育の質ということを見ると、筆記試験、そして、教育実習が新たに加わったと思います。今後ご議論いただきたいのは、2.『(2) 教育実習』の内容ですけれども、ここは教育実習の担当教員の資格等を検討とありますが、やはり実践力を育成する教育実習ということを見ると、「教育実習の中身」もぜひ検討事項に入れていただきたいです。何をもちょう教育実習とするのかがないと、形骸化してしまい、教育実習ただけで終わってしまい、実践力が身につけていけないというのを心配してします。教育実習の中身も今後議論していただきたいと思いません。

○西原座長

恐れ入ります。(2) 教育実習の中で、1つ目の丸印「教育実習」にカッコ書きで(令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討)と記載がありますが、加えてどころではなく、抜本的に検討ということによろしいでしょうか。

○伊東委員

そうですね。やはり、更にチェックも含めて検討したいということです。

○西原座長

はい。ありがとうございます。

○田尻委員

(1) 筆記試験の1つ目の丸印、「筆記試験の内容」についてです。「既存の民間試験を踏まえて」とありますが、この二つの試験は規模も中身もずいぶん違いますが、いままで法務省は日本語教育能力検定試験を対象としていたのですが、この全養協の試験のことも具体的に考えているのか、それとも一般的に教育能力検定試験の中身を見ていこうということなのか、私にとって少々びっくりした表だったので、教えていただきたいです。

○西原座長

民間試験は、公益財団法人がやっているのが民間試験なので、日本語教育能力検定試験も民間ですね。

○田尻委員

必要があれば検討するというのは、項目に入っているなので、この二つの試験が検討対象なのかと思った次第です。筆記試験の内容を検討するというのが、「2. 日本語教師の国家資格に関する事」の一番最初の項目に出てきますが、いかがでしょうか。

○山田地域日本語教育推進座長

筆記試験の内容については、令和3年度の報告書で必須の教育内容50項目に基づき出題するということや、試験の構成として試験①、②があることが提言されています。それに加えて、必要があれば検討ということですが、その検討いただく際の参考として、既存の民間試験は2つありますということを出しておりますので、別にそれに囚われることなく、昨年の報告書以上に検討すべきことがあれば御検討いただくということでございます。

○田尻委員

要するに、内容検討は検討項目のひとつに入っているということが確認できればよいので、検討することが分かりましたので、これでよいです。

○札幌委員

理解が足りない立場からの質問ですけども、この日本語教師の試験で合格させる基準、この資格を与えるということの、ここに到達するレベルになったら合格というのはどこかで文字化されているのでしょうか。いまなんとなく、日本語教師の公認でと、みんな色々なレベルの教師像を想像しているのでしょうか、それとももう既にそれはどこかでこのレベルになったら公認・登録のレベルに達したという、求める教師の能力というのはどこかに文字化されていますか。

○西原座長

条件としては先程イメージ図が示されたと思いますが、そこで登録日本語教員となるためには、2つの試験を経て、教育実習をクリアすれば、登録日本語教員と認めるということになっていて、達成目標の中身というのは、これから決めていくことですが、おそらく筆記試験の1、筆記試験の2、教育実習について、それらの要求するレベルを達成したレベルというふうになっていると思います。

○札幌委員

私の頭の中で、もう1つ、2～3年前にとりまとめた緑色の報告書（「日本語教育人材の

養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）（以下「平成31年報告書」という。））がありますよね。教師などいろいろな定義をした中で、日本語教師のライフステージを表す言葉で、報告書で中堅等、色々なレベルが記述されているものとうまくリンクするような形で、今ここでいう登録、あるいは公認日本語教師というのはこのレベルの能力をもった教師として登録する公認する、国家資格化を与えるという文言を見た記憶がないので、お尋ねしています。

○西原座長

「初任」になるところを決めていると私は理解しています。

○山田地域日本語教育推進室長

基本的に、施設必置型なので、認定教育機関で教える方は全員持っていなければいけないので、その中で特殊な中堅以上の人だけがもっている資格ではないというのがまず一つ。緑の報告書は、日本語教師という広い意味での日本語教師についての考え方なので、今回の認定教育機関での資格となったときに、報告書（平成31年報告書）に書いてあることと、連動していくのが基本的な考え方だと思います。

○札幌委員

そのことについて、今回の議論のために別の報告書でそのようなことが記載されているのでしょうか。いまなんとなく、私もここに登録に至るためにはある程度の初任レベルの能力を求めていると個人的には解釈はしているのですが、いかがでしょうか。

○伊藤国語課長補佐

令和3年度の報告書で、先程山田からも申し上げたのですけれど、養成の必須項目50を満たした時点ということできりまらめていただいています。初任ではなく、養成を念頭においており、養成レベルの国の基準をクリアできていれば資格がとれるということが念頭にあります。今回の議論は、この令和3年度の報告書が土台になりますので、我々の念頭にあるのは初任ではなくて、平成31年の緑の報告書の3段階のレベルでいえば、養成をクリアし修了、初任に入る段階ということでございます。

○札幌委員

今の説明は既に文字化されているのでしょうか。

○山田地域日本語教育推進室長

令和3年度の報告書の2ページに試験の内容というものがございます。試験の出題範囲については、平成31年報告書において、養成において必ず実施すべきと内容と指定された

必須の教育内容 50 に基づき出題するという記載がありますので、ここがクリアされているかを確認する試験ということになります。

○札幌委員

ありがとうございます。この辺りをきちんと明示していかないと経過措置のお話をする際にブレると思いますので、指摘です。

○山田地域日本語教育推進室長

仰る通りだと思います。経過措置の対象を確認する際にはここに基づいてチェックすることになると思います。

○山田地域日本語教育推進室長

筆記試験で、基礎的な知識と現場対応部分に係る基本的な問題解決能力を測定するというのが筆記試験の内容です。

○西原座長

最後のポイントにつきまして更に御意見等を承れましたらと思います。

○神吉委員

経過措置についてですけれども、教育実習や試験の要件、経過措置とあります。教育実習については一定の実務経験というのが案としてでています。今回の制度全体が作りとして必置資格ということですので、どういう機関でやるのかという、機関の質の問題と教員の質の問題というのが両方合わさって議論されることになる。そう考えると、この一定の実務経験については適切な機関でやっているということ踏まえないと今回の議論の整合性がとれないんじゃないかと思いますので、次回以降だと思いますが、現段階でお考えでしたら教えてほしいです。特になければ次回以降で構いません。

○山田地域日本語教育推進室長

仰った通り、実務経験であればなんでもよいということではないので、そこは一定の線引きをしていくことになると思います。線引きの仕方は次回もしくは次々回に案として今後出させていただきます。

○西原座長

次回会議では、少なくとも（１）１．あたりについての素案は示されるので、それについて十分に御議論いただくということになっていると思います。それではそのような意見があったことを踏まえて、事務局は素案を宜しくお願いいたします。

本日予定していた議事は以上となります。それでは、今後の予定等について、事務局から連絡をお願いします。

○山田地域日本語教育推進室長

事務局の山田でございます。次回会議の日程については、8月3日を予定しております。次回につきましては本日迄の御議論を踏まえ、日本語教育機関の認定に関する基準などについて、事務局からたたき台の案をお示しいたしまして、その具体的な御意見を頂戴できればと思います。

○西原座長

それでは少しお時間押してしまいましたが、今回はこれにて閉会いたします。長時間に渡り、ありがとうございました。また、次回以降宜しく願いいたします。